

きのくにカードローン

令和3年4月1日現在

商品名	きのくにプラチナカードローン
-----	----------------

保証会社	・ SMBCファイナンスサービス株式会社				
融資対象者	・ 借入時の年齢が満20歳以上満60歳未満の方 ・ 安定継続した収入を得ている方で、前年度年収が原則（税込）150万円以上の方 ・ 原則、勤続（営業）年数が1年以上の方 ・ SMBCファイナンスサービス株式会社の保証が受けられる方 ・ 当金庫の会員たる資格を有する方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方 上記を満たす方で下記のどちらかを満たす方 ・ 住宅ローン取引が1年以上の返済実績のある方 但し、1年未満の方及び新規取引の方についても50万円・100万円コースは融資対象者となります。 ・ 当金庫所定の審査基準を満たす方。				
資金使途	・ 消費資金（事業資金、旧債返済資金は除く） 但し、フリーローンC型は返済可とします。				
融資形式	・ 当座貸越（専用通帳を発行しない）				
貸越極度額	・ 50万円・100万円・150万円・200万円				
契約期間	・ 契約成立日から3年後応答月の10日（休日の場合は翌営業日）とします。 原則自動更新、但し更新日に65歳を超えている場合は更新できません。				
融資利率	・ 7.8%（保証料含む）				
金利優遇	・ 当金庫にて住宅ローンをご利用頂いている方は、年1.00%優遇させていただきます。				
利息の計算方法	・ 毎日の最終残高(付利単位100円)の累計額について1年を365日とする日割計算				
遅延損害金	・ 年14.00%				
返済方法	<table border="1"><tr><td>引落し前日の貸越残高</td><td>毎月約定返済金額</td></tr><tr><td>50万円以内</td><td>10,000円</td></tr></table>	引落し前日の貸越残高	毎月約定返済金額	50万円以内	10,000円
引落し前日の貸越残高	毎月約定返済金額				
50万円以内	10,000円				

	<table border="1"> <tr> <td>50万円超～100万円以内</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～150万円以内</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超～200万円以内</td> <td>40,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・借入残高に応じて毎月の返済額が変わります。 ・随時返済については、ローンカードを使用してATM又は営業店窓口からいつでも返済できます。 	50万円超～100万円以内	20,000円	100万円超～150万円以内	30,000円	150万円超～200万円以内	40,000円
50万円超～100万円以内	20,000円						
100万円超～150万円以内	30,000円						
150万円超～200万円以内	40,000円						
利息徴求の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日（休日の場合は翌営業日）に元加方式（付利単位を100円とし、毎月の約定返済日に、前1ヶ月間の利息を借入残金に元加します） 						
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・不要 						
お申込時にご用意 いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ご印鑑（普通預金お取引印） ・ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか1通） <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転免許証 (2) 健康保険証 (3) パスポート（令和2年2月4日以降申請分は不可） (4) 住民基本台帳カード（写真付） ＊外国人の場合上記書類のほかに 在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し（在留資格の記載があるもの）のうちいずれかが必要です。 						
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不要 <p>但し、ローンカードの毀損・喪失の場合再発行手数料として1,100円（税込）が必要です。</p>						
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 						
<p>＊本商品はきのくに信用金庫のカードローンです。SMB Cファイナンスサービス株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>							

＊審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

＊詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。